帯広市新型インフルエンザ等対策行動計画(概要版)

はじめに

● 新型インフルエンザ等対策特別措置法(H24年5月公布)により、国民の生命・健康 を保護、生活・経済への影響が最小とすることを目的とする。

● H25年に政府・道が行動計画を見直し策定し、市もH21年に定めた行動計画を見直し策定する。

Π 方 針 的 本

1 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

- ●感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
- ●市民の生活及び市民の経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(1) 発生段階に応じた対応

※ 対応については、裏面に記載。

- (2) 社会全体で取組む感染拡大防止策
- 不要不急の外出の自粛要請、施設使用制限等の要請、各事業者の業務 縮小による接触機会の抑制。
- 職場における感染予防と継続する重要業務を絞り込む。
- 従業員罹患による事業者サービスの提供水準が低下する可能性について 市民に許容すべきことを市民に呼びかける。
- (3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策
- 感染予防や拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

- (1) 基本的人権を尊重し、市民への説明と理解に努める。
- (2) 危機管理としての特措法の性格として、発生しても緊急事態の措 置が不要の場合も考えたもの。
- (3) 関係機関が相互に緊密な連携を推進する。
- (4) 市対策本部は、実施に係る記録の作成、保存、公表を行う。

4 新型インフルエンザ等発生時の帯広市の被害想定

(1) 政府行動計画の流行規模に準じ、推計した。

	=	北海洋	_L_R */	# 广士	
		北海道	十勝	帯広市	
感染者数	32,000,000人	1,420,000人	90,000人	42,000人	
松朱有数	(人口の25%)	(対国人口比4.45%)	(対国人口比0.28%)	(対国人口比0.13%)	
最大	25,000,000人	1,100,000人	70,000人	32,800人	
受診者数	(CDC FluAid使用)	(対国人口比4.45%)	(対国人口比0.28%)	(対国人口比0.13%)	
最大	530,000人	24,000人	1,500人	690人	
入院患者数	(CDC FluAid使用)	(対国人口比4.45%)	(対国人口比0.28%)	(対国人口比0.13%)	
最大入院	101,000人	4,500人	280人	120人	
患者数/日	(CDC FluAid使用)	(対国人口比4.45%)	(対国人口比0.28%)	(対国人口比0.13%)	
死亡者数	170,000人	7,600人	480人	220人	
(中等度)	(感染者の0.53%)	(感染者の0.53%)	(感染者の0.53%)	(感染者の0.53%)	
死亡者数	640,000人	28,400人	1,800人	840人	
(重度)	(感染者の2%)	(感染者の2%)	(感染者の2%)	(感染者の2%)	

(2) 発生時の社会への影響

市民の25%が流行期間(約8週間)にピークをつくり順次罹患、その後1週 間から10日間程度罹患し、欠勤。欠勤期間後、従業員の大部分は治癒し 職場に復帰する。

ピーク時(約2週間)に従業員が欠勤する割合は5%程度と考えられるが、 家族の世話や看護のため出勤困難となる者を見込み、ピーク時(約2週間) には、従業員の最大40%が欠勤すると想定。

市民生活·

市民経済の

安定の確保

(1) 実施体制 ・	5 ぞ	う動計画の かんりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	主要項目
(2) サーベイランス 情報収集 (道内患者数が増加段階) ・サーベイランス情報の活用。 ・鳥類、豚インフルエンザウィルスの情報収集と国、道に協力する。 ・鳥類、豚インフルエンザウィルスの情報収集と国、道に協力する。 ・鳥類、豚インフルエンザウィルスの情報収集と国、道に協力する。 ・鳥類、豚インフルエンザウィルスの情報収集と国、道に協力する。 ・ 学校にて感染症や公衆衛生について児童生徒に情報提供。 ・学校にて酸染症や公衆衛生について児童生徒に情報提供。 ・学校にない意と事をといる、一部の人において、手洗い、ラがい、症状のある時や人混みでのマスク着用、咳エチケット励行と感染予防、拡大防止対策の周知徹底。 ・最低限の食料等の備蓄を各家庭に推奨し、国、道に協力をする。 ・ をかち帯広空港にて帰国者の健康観察等に協力する。 ・ とかち帯広空港にて帰国者の健康観察等に協力する。 ・ とかち帯広空港にて帰国者の健康観察等に協力する。 ・ とかち帯広空港にで帰国者の健康観察等に協力する。 ・ とかち帯広空港にで帰国者の健康観察等に協力する。 ・ とかち帯広空港にで帰国者の強康観察等に協力する。 ・ とかち帯広空港にで帰国者の健康観察等に協力する。 ・ とかち帯広空港にて帰国者の健康観察等に協力する。 ・ とかち帯広空港にで帰国者の健康観察等に協力する。 ・ とかち帯広空は「医療の提供」「国民生活及び国民経済の安定に寄与する著、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員・指定公共機関の事業者で原生学働大臣の登録を受けて従事する者、介護福祉事業者含む)・その他事業者 (エ)発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等が総合的に判断され、国の基本的対処方針により、関連事項が決定する。 (オ)接種(関位)とは重点を職時の予防接種 緊急事態宣言が行われているい場合、予防接種法第6条3項の規定による新臨時接種 (イ)対象者の区分 4つの群に分類され国が決定する。 a 医学的ハイリスク者、b. 小児 c. 成人・若年者、d. 高齢者 (ウ)接種順位の考え方、接種順位については重症化や死亡を可能な限り抑える考え方、接種順位については重症化や死亡を可能な限り抑える考え方、接種順位できえ方、接種順位できえ方、接種順位できる方、b. 小児 c. 成人・若年者、d. 高齢者 (ウ)接種間位の考え方 接種順位で考え方 接種順位で考え方 とい見に表する等を踏まえ、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や併せた考え方もあることから国が決定する。 (エ)住民接種は市を実施主体として原則集団接種により実施、一斉接種や個別接種を組み合わせ、円滑に行う。	(1)	実施体制	・帯広市新型インフルエンザ等対策本部設置。(緊急事態宣言時)・必要最小限の市民サービスを維持するため業務継続計画に基づく対応。
(3) 情報提供 共 有	(2)		入院患者及び死亡者に限定した情報収集。(道内患者数が増加段階) サーベイランス情報の活用。
(4) 予 防 表 ((3)		予防及びまん延防止に関する情報、調査研究を医療機関等へ提供。学校にて感染症や公衆衛生について児童生徒に情報提供。
(ア)国が必要あると認める時の臨時予防接種 (イ)対象者は「医療の提供」「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者で厚生労働大臣の登録を受けて従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員、方との他事業者(力)接種順位・医療関係者・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員・指定公共機関の事業者(介護福祉事業者含む)・その他事業者(工)発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等が総合的に判断され、国の基本的対処方針により、関連事項が決定する。 (オ)接種体制と接種方法・国は登録事業者及び国家公務員・道は遺職員・市は市職員・原則として集団的接種住民接種(ア)緊急事態宣言が行われている場合、予防接種法第6条1項の規定による新臨時安種聚急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条3項の規定による新臨時接種(イ)対象者の区分 4つの群に分類され国が決定する。 a. 医学的ハイリスク者、b. 小児、c. 成人・若年者、d. 高齢者(ウ)接種順位の考え方接種順位については重症化や死亡を可能な限り抑える考え方、長期的影響を考慮する等を踏まえ、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や併せた考え方もあることから国が決定する。 (エ)住民接種は市を実施主体として原則集団接種により実施、一斉接種や個別接種を組み合わせ、円滑に行う。	(4)		用、咳エチケット励行と感染予防、拡大防止対策の周知徹底。 ・ 最低限の食料等の備蓄を各家庭に推奨し、国、道に協力をする。 ・ 緊急事態において国、道からの施設の使用制限要請等に協力する。
	(5)	予防接種	(ア)国が必要あると認める時の臨時予防接種 (イ)対象者は「医療の提供」「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者で厚生労働大臣の登録を受けて従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員 ・方型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員・指定公共機関の事業者(介護福祉事業者含む)・その他事業者 (エ)発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等が総合的に判断され、国の基本的対処方針により、関連事項が決定する。 (オ)接種体制と接種方法・国は登録事業者及び国家公務員・道は道職員・市は市職員・原則として集団的接種住民接種 (ア)緊急事態宣言が行われている場合、予防接種法第6条1項の規定による臨時の予防接種緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条3項の規定による新臨時接種 (イ)対象者の区分 4つの群に分類され国が決定する。 a. 医学的ハイリスク者、b. 小児、c. 成人・若年者、d. 高齢者(ウ)接種順位の考え方接種順位については重症化や死亡を可能な限り抑える考え方、長期的影響を考慮する等を踏まえ、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や併せた考え方もあることから国が決定する。 (エ)住民接種は市を実施主体として原則集団接種により実施、一斉
	(6)	 医療	↓ ・市内の医療体制の確保や感染拡大抑制については道に協力する。 ┃

影響を最小にするため、道や医療機関等と連携し十分な準備を行う。

高齢者世帯等、孤立し生活に支障をきたす世帯への支援の準備を

6 対策推進のための役割分担

◇万全の態勢を整備する責務 国 ◇政府対策本部による基本的対処方針を決定し対策を推進

◇学識経験者の意見聴取

◇関係機関の対策を推進する責務 ● 北海道

◇地域医療体制確保・まん延防止 ◇市町村との連携

◇市内における関係機関の対策を推進

● 帯広市 ◇道や近隣町村との連携

◇市民へのワクチン接種、生活支援及び要援護者支援

◇院内感染対策 ◇診療継続計画作成 ● 医療機関 ◇地域の医療機関と連携し医療提供

● 指定地方 ◇業務計画作成 ◇対策を実施する責務 公共機関

● 登録事業者 ◇特定接種の対象◇発生前から感染対策・重要業務の事業継続準備

● 一般の ◇職場の感染対策 事業者 ◇発生時の事業縮小·感染防止措置の徹底

◇予防の知識を得る ◇マスク、咳エチケット、手洗い、うがい ● 市民 ◇食料品必需品等の備蓄 ◇個人レベルでの対策

策

1 発生段階の概要

(1) 発生段階の考え方

国	道·市	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	道内未発生期	国内のいずれかで新型インフルエンザ等の患者 が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学 調査で追える状態。道内では新型インフルエン ザ等の患者が発生していない状態
国内発生早期 ~ 因内感染期	道内発生早期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生して いるが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追え る状態
	道内感染期	道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が 疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大⇒まん延⇒患者の減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、 低い水準でとどまっている状態

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言について

政府

特措法に基づき緊急事態宣言を 行い必要な措置を講ずる。



緊急事態宣言がなされた場合、 市対策本部を設置する。

裏面 2 各段階における対策に続く

●手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的感染予防の知識を普及する

2 各段階における対策①

	未発生期	海外発生期	道内未発生期	道内発生早期	道内感染期	小康期
目的	■発生に備えて体制の整備を行う ■情報収集による発生の早期確 認に努める	■新型インフルエンザ等の国内侵入をできる限り遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める ■市内発生に備えて体制の整備を行う	■新型インフルエンザ等の道内侵入をできるだけ遅らせ、道内発生の遅延と早期発見に努める ■道内(市内)発生に備えて体制の整備を行う	■道内(市内)での感染拡大をできる限り抑える ■患者に適切な医療を提供する ■感染拡大に備えた体制の整備を 行う	■健康被害を最小に抑える■医療体制を維持する■市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える	■市民生活及び市民経済の回復 を図り、流行の第二波に備える
実施体制	 ●政府行動計画に基づき、行動計画、業務計画の策定を行い、必要に応じて見直す ●庁内連絡会議等を通じて、関係職員に周知を図る ●行動実施手順(マニュアル)を作成する ●情報交換や連携体制の確認・訓練を実施する 	●対策本部の設置にむけた準備を進める●道等からの情報収集を行うほか、医療機関等と情報共有、連携強化を図る●国が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、行動計画に基づく準備をする	●庁内連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の 設置にむけた準備を進める 単約・共有・分析を行い、国の基本的対処方針の変更に沿った対応を行う		 ●庁内連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、国の基本的対処方針の変更に沿った対応を行う ●各段階における対策に関する評価を行い、市行動計画等の見直し等を行う ●国の基本対処方針に基づき、対策を縮小・中止する 	
			 ※ 国が「緊急事態宣言」を行った場合 ●帯広市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて市行動計画に基づいた対応を行う ●国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に周知する ●帯広市を含む北海道が「緊急事態措置」の区域に指定された場合は、国の基本的対処方針を踏まえた対処方針を決定する 			●国において緊急事態解除宣言 がされた際には、対策本部を廃 止し、国の基本対処方針に基づ き、対策を縮小・中止する
サーベイランス 情報収集	●国、道、国際機関等からの新型インフルエンザ等の情報収集をする ●市内の養鶏・養豚施設等の情報 把握に努める ●必要に応じて、国、道が行う調査・研究に協力する	■国、道、国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する●学校等でのインフルエンザの集団発生の把握情報について情報収集し、把握に努める	●道等が行うサーベイランスの実施に協力し情報収集するまた、道等の要請に応じ幼稚園、保育所、小中学校等における臨時休業等の把握に協力する	●道等が行うサーベイランスを情報収集するまた、道等からの要請に応じ、患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握に協力する	●引き続き、道等が行うサーベイランス情報を収集するとともに、道等からの要請に協力する	●国、道、WHO(世界保健機関) 等の国際機関等から新型インフ ルエンザ対策等に関するサーベ イランス情報等を収集する
情報提供 共有	●広報媒体を活用し基本的な情報や発生した場合の対策などに関する継続的な情報提供を行う ●個人レベルの感染対策の普及を図る ●相談窓口の準備を進める ●一元的な情報提供を行うための広報担当チーム設置の準備を進める 進める 等	●海外での発生状況、現在の対策などを周知する●国、道や関係機関等と双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行う●道からの要請に応じ相談窓口を設置する	 ■国内での発生状況、必要となる対策等について、リアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う ●個人レベルでの感染予防策等、患者となった場合の対応を周知する ●国、道や関係機関等と双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行う ●相談窓口の体制の充実、強化を図る 	学校・保育施設等や職場での感を行う	患者となった場合の対応を周知する 染拡大防止策についての情報提供 情報共有を継続し、的確な状況把 図る	●第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性の情報提供を行う ●問い合わせ等をまとめ、情報提供のあり方を評価、見直しを行う ●国、道からの要請を踏まえて、相談窓口から通常の相談体制へ戻す
予防 まん延防止	●地域や職場における対策について準備を行う ●道等からの要請に応じ、検疫所その他国の関係機関との連携の強化等に協力する ●とかち帯広空港での入国者の検疫に係る関係機関との連携体制を図る ●消毒液の備蓄に努める	●とかち帯広空港の入国者に対して、検疫所、道等と連携し、検疫体制を強化する ●海外渡航者に対して行う、個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について周知する	●道等からの要請に応じ、感染対策の周知や取組等に協力する ●とかち帯広空港の検疫について、 検疫所、道等と連携し、体制の 強化を継続する	●とかち帯広空港の検疫について、 検疫所、道等と連携し、体制の 強化を継続する ●道等からの要請に応じ、事業者 や市民への感染対策の周知や、 学校・保育施設の休校措置等へ の対策や取組等に協力する	●国及び道等からの要請に応じ、 事業者への感染予防対策の周 知、公共交通機関での感染予防 対策の周知、学校等の臨時休 業の実施に関する対策等に協力 する ●とかち帯広空港において、国が 実施する渡航者、入国者等への 情報提供、注意喚起などに協力 する	の発生状況等について、渡航者

2 各段階における対策②

	未発生期	海外発生期	道内未発生期	道内発生早期	道内感染期	小康期
予防接種	<特定接種> ■国の事業者登録等に協力する ■道の特定接種に係る事業者登録に係る周知に協力する ■特定接種の対象となる市職員を把握し、接種体制を構築する <住民接種> ■ワクチン需要量を把握する ●住民接種の具体的な方法の準備を進める		 〈住民接種〉 ●国が示す接種順位によりパンデミックワクチン供給が可能になり次第、住民接種を開始する ●予防接種の実施にあたり、公的施設等を活用し、接種対象者に応じた接種を行う ●予防接種の勧奨と必要な情報の周知に努める 〈住民接種〉 ●国の指示を受けて住民接種に関する情報提供を開始する ●予防接種の実施にあたり道等と連携し、全市民が接種できるよう接種体制をとる ※国が緊急事態宣言を行った場合 ●国の基本対処方針の変更を踏まえ、特措法に基づく臨時の予防接種を行う 		●流行の第二波に備えて、新臨時 接種を行う	
医療	●道が行う帰国者・接触者外来の 準備や、搬送体制・医療体制の 整備等に協力する	●道からの要請に基づき、帰国者・接触者外来の受診周知や患者 の移送・搬送体制の準備等に協力する	●道が行う医療整備等の対策について、情報を積極的に収集し、 道等からの要請に応じてその取組に協力する	●道が行う医療対策の情報を収集 し、道等からの要請に応じ、帰国 者、接触者外来や医療機関の 周知や搬送体制等に協力する	●道と連携し、関係機関等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う ●道が行う医療対策の情報を収集し、道等からの要請に応じ、医療体制の情報提供や、周知等に協力する	●道が行う医療対策の情報を収集 し、道等からの要請に応じ協力 する
市民生活・ 市民経済の 安定の確保	 ●医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、施設及び設備を整備する ●要援護者の範囲を決定する ●要援護者への具体的支援を検討する ●火葬場の能力及び一時的に遺体を安置できる施設について、把握、検討する 	●国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策を実施する要請に協力し、必要な普及啓発を行う・ ●火葬能力を超えた場合の、一時的な遺体安置施設等の確保準備を行う	等の要請を行う。市民からの相談窓口・情報収集窓口を充実する		●道等の要請に応じて事業者への 感染予防策の周知やな行動についな行動についかけ等の取組みに協力する ●在宅技、要援護時の火葬場の火葬場の火葬場の火葬場の火葬がなる。 ●火葬を可能なもは、火葬場の火葬がるを直ちにでは、大変を変をできたは、関がないでは、といるといる。といるといる。といるといる。といるといる。というに、というに、というに、というに、というに、というに、というに、というに、	●国、道が行う市民、事業者への 呼びかけ等に協力する